

# 介護老人福祉施設福寿荘 短期入所生活介護事業運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月22日条例第15号)に定める内容を遵守し、社会福祉法人華頂会(以下「法人」という。)が開設する介護老人福祉施設福寿荘(以下「福寿荘」という。)が実施する指定短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の運営に係る重要事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係機関、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人華頂会 介護老人福祉施設 福寿荘
- (2) 所在地 滋賀県大津市大萱七丁目7番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1人(介護老人福祉施設 福寿荘と兼務)  
短期入所生活介護従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 必要数(介護老人福祉施設 福寿荘と兼務)  
利用者の健康の状態に注意し、必要に応じ健康保持のための適切な措置を行う。
- (3) 生活相談員 2人以上(介護老人福祉施設 福寿荘と兼務)  
管理者の補助並びに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、短期入所生活介護サービス計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。
- (4) 介護支援専門員 2人以上(介護老人福祉施設 福寿荘と兼務)  
利用者が相当期間以上継続して入所する場合には、短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。なお、短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するも

のとする。

(5) 看護職員 4人以上(介護老人福祉施設 福寿荘と兼務)

主として利用者の健康管理や療養上の世話をを行い、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 介護職員 45人以上(介護老人福祉施設 福寿荘と兼務)

短期入所生活介護計画に基づき主として利用者の介護を行う。

(7) 管理栄養士 1人以上(介護老人福祉施設 福寿荘と兼務)

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮するとともに、適切な時間に提供するよう指導・管理する。又、利用者の使用する食器、その他の設備や飲用に供する水について、医師・看護師及び施設従事者と協力し、衛生的な管理に努める。

(8) 機能訓練指導員 1人以上(介護老人福祉施設 福寿荘と兼務)

日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、5人とする。

(介護サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第7条 介護サービスの内容、利用料及びその他費用の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護保険給付対象

法定代理受領サービスに該当する介護サービスを提供したときは、厚生労働大臣が定める基準に基づく利用料の額の1・2・3割相当額を利用者の負担とし、次のサービスとする。

(ア) 介護(入浴又は清拭、食事、排泄、移動等の介助)

(イ) 食事(栄養管理等)

(ウ) 健康チェック

(エ) 生活相談及び助言

(オ) 送迎

(2) 介護保険給付対象外

保険給付対象外の施設サービスを提供したときは、厚生労働大臣が定める額に基づき、福寿荘が利用料を設定し、利用者又はその家族等との契約により、次のとおり介護サービス費用の負担を利用者に求めるものとする。

(ア) 滞在費(居室の提供)

個室の場合(室料及び光熱水費相当額) 1日当たり 1,310円

多床室(2人部屋、4人部屋)の場合(室料及び光熱水費相当額) 1日当たり 960円

(イ) 食費(食材料費及び調理に係る費用相当額)

朝食240円 昼食680円 夕食580円 経管栄養の場合は1食500円

但し、滞在費と食費に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、この認定証に記載している負担限度額とする。

(3) 前各号のほか、次の費用については、利用者に負担を求めることができる。

(ア) 送迎に要する有料道路等の通行料・・・実費

(イ) 理美容代・・・業者との協定料金

(ウ) 以上のほか、介護サービスの提供に際して通常必要と認められるもので、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用・・・実費

2 前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関する説明を行い、同意を得るものとする。

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大津市及び草津市とする。

(利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、職員の指示に従い、利用者の遵守すべき事項に留意しなければならない。

(緊急時及び事故発生時等における対処方法)

第10条 職員は、事業の実施中に利用者の心身状態が急変、その他緊急の事態や事故が発生したときは、速やかに家族及び医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、必要に応じ保険者である市町村にも連絡しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、その対策として火災、風水害、地震等に対処するために防災計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回の避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

2 事業者は、非常災害時の発生の際に、その事業を継続することができるよう他の関係機関と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、苦情の内容により必要な処置を講ずるものとする。

(その他留意事項)

第13条 福寿荘は、常に運営に係る業務体制の整備に努めるものとする。

2 職員は、利用者又はその家族等の業務上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。退職又は業務に従事しなくなった後においても守秘義務を有し、このことを雇用契約に定めておくものとする。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の機会を確保しなければならない。

4 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

5 事業者は、その運営について暴力団員の支配を受けてはならない。

6 事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない旨を定めたところであるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならないものとする。

(法人との協議)

第14条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要な事項は、法人と福寿荘との協議に基づき定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

- 一部改定 (平成14年10月1日)
- 一部改定 (平成17年10月1日)
- 一部改定 (平成18年 4月1日)
- 一部改定 (平成23年 4月1日)
- 一部改定 (平成24年 4月1日)
- 一部改定 (平成25年 4月1日)
- 一部改定 (平成26年 4月1日)
- 一部改定 (平成26年 8月1日)
- 一部改定 (平成27年 4月1日)
- 一部改定 (平成27年 8月1日)
- 一部改定 (平成28年 4月1日)
- 一部改定 (平成28年 9月1日)
- 一部改定 (平成29年 4月1日)
- 一部改定 (平成30年 4月1日)
- 一部改定 (平成30年 8月1日)
- 一部改定 (平成30年 12月21日)
- 一部改定 (令和2年 3月1日)
- 一部改定 (令和6年 8月1日)